

一般競争入札の参加者の資格等（告示）

7長振港漁第180号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和8年3月4日

長崎港湾漁港事務所長 平井 太郎

- 1 一般競争入札に付する事項
長崎振興局万才町庁舎警備業務委託
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
 - (6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
 - (7) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- 3 競争入札参加者の資格及び審査
 - (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。
 - (2) 審査事項
 - ア 長崎県内に本店、支店又は営業所を有し、常勤の従業員を雇用している者
 - イ 当該業務仕様書の内容の全部またはその大部分を一括して第三者に委任または請け負わせることなく履行できる者
 - ウ 警備業法（昭和47年法律117号）第4条の規定により公安委員会の認定を受けている者
- 4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
 - (1) 申請の期間
この告示の日から令和8年3月13日（金）までの間（県の休日を除く）の午前9時から午前12時、午後1時から午後5時までの間までとする。
 - (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から令和8年3月13日（金）までの間、県のホームページからダウンロードする方法により、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、4の(5)の部局での配布は行わない。
 - (3) 申請書の提出方法
入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、4の(5)に掲げる場所に郵送又は持参し提出すること。
 - ア 誓約書
 - イ 法人にあっては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - エ 県税に関し未納がないことを証する証明書
 - オ 消費税及び地方消費税課税事業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証

明書

カ 3の(2)ウの認定に係る番号、有効期限等が分かる書面

令和6年11月11日付告示に基づく「港湾・漁港施設の管理・警備・施開錠業務」の資格を有している者は、入札日時点で有効な資格審査結果通知書の写しを申請書に添付し提出することで、アからカまでの添付書類の提出を省略することができる。

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類に外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書等の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-0033 長崎市万才町3-17

（名称）長崎港湾漁港事務所 総務課 総務経理班

（電話）095-822-1257

5 資格審査結果の通知

令和8年3月17日（火）までに資格審査結果通知書により通知（FAX・郵送）する。

6 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和8年3月31日までとする。

7 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 入札参加資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。